

令和7年

1 2月農業委員会総会議事録

■日時	2025年（令和7年）12月12日（金）16:30～16:57	反訳：株式会社 会議録研究所
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 11 福本 敏行 12 13 森 忠清 14 岡田 如弘 [欠席委員] 計（2名） 10 辻林 孝幸 12 仲野 充 [事務局] 計（5名） 森 博紀 仲野文三 岸田忠仁 麓 信也 伊藤真琴	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見聴取について 報告第1号 農地使用貸借権の解約による通知書受理について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和7年12月の農業委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（会長挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。欠席の旨連絡のありました委員は、10番辻林委員、12番仲野委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、引き続き議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、2番井阪武範委員さん、3番西辻達佳委員さん、御両名でお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>次に、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>12月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p>

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転5件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号、1番、久井町の物件について事務局から説明願います。

事務局の伊藤でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は久井町で、地目は田1筆、面積は72平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は、現在、譲受人の拠点となる場所から100m、徒歩で5分の距離に位置しております。

譲受人は、現在、軽トラックを保有しており、農業従事日数は101日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「本件農地は過去に所有権を喪失した農地であり、再度、所有権を得て農産物の収穫を目指すもので、実家にも隣接しており、毎日農地の状態を確認できるので、付近農地に被害などは及ぼすことはない。」とのことです。

続きまして、地区担当の森光彦委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、野菜及び果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜及び果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明は終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、2番、一条院町の物件について事務局から説明願います。

事務局

2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は一条院町で、地目は田2筆、面積は合わせて3,722平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は、現在、譲受人の拠点となる場所から4.3km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人は、現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬使用のため、散布時には周辺の農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稻栽培及び保安全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明は終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、福瀬町の物件について事務局から説明願います。

事務局

3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は田1筆、面積は928平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地は、現在、譲受人の拠点となる場所から700m、徒歩10分の距離に位置しております。

譲受人は、現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬使用の際、周辺農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は休耕地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明は終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

事務局

続きまして、議案第1号、4番、平井町の物件について事務局から説明願います。
4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は平井町で、地目は畑2筆、面積は合わせて1,297平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は、現在、譲受人の拠点となる場所から3km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人は、現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「近隣に農地はありません。」とのことです。

続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は、休耕地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

事務局

続きまして、議案第1号、5番、岡町及び九鬼町の物件について事務局から説明願います。

5番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は岡町及び九鬼町で、地目は田2筆、面積は合わせて690平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は、現在、譲受人の拠点となる場所から500m、車で3分の距離に位置しております。

譲受人は、現在、トラクターを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺の農地に支障のないよう営農いたします。農薬の使用についても、注意し営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培をする予定で

あります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第1号、5番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認について。

農地を農地以外の用途に転用、1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第2号、1番、松尾寺町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は松尾寺町で、地目は田2筆、面積は合わせて528平方メートル。

転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。

第2種農地の代替性の検討ですが、申請地は要望があった事業者の事業所からも近く、道路幅員や必要面積などの条件を満たす土地が申請地以外になかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっております。

転用目的は露天駐車場で、申請者は近隣で機械器具設置工事業を行っている事業者からの要望を受け、事業用の4tトラック11台を駐車するための駐車場に転用するもので、申請地は整地のみを行い、雨水については傾斜をつけて既存集水ますへ排水を行う計画となっております。

また、転用面積が500平方メートル以上あるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。

続きまして、地区担当の森忠清委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、許可後速やかに登記地目を変更するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認について。

農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転1件、賃借権設定2件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、1番、福瀬町の物件について事務局から説明願います。

事務局の岸田でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は福瀬町で、地目は田1筆、面積は350平方メートル。

転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。

第2種農地の代替性の検討ですが、申請地は被設定人の倉庫の隣接地で、申請地以外に距離や面積といった条件を満たす土地がなかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっております。

転用目的は露天駐車場で、被設定人は機械工具の販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の駐車場では手狭であるため、本社工場からも近く、倉庫に隣接している申請地を賃貸借にて借り受け、従業員用駐車場8台分の露天駐車場に転用するもので、申請地は砂利敷きの整地のみを行い、雨水については隣接水路に排水を行う計画となっております。

続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、何も耕作されておらず、申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。設定人及び被設定人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、被設定人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありませんか。ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案第3号、2番、北田中町の物件について事務局から説明願います。

事務局

2番について説明させていただきます。

物件の所在地は北田中町で、地目は田1筆、面積は688平方メートル。

転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。

第2種農地の代替性の検討ですが、申請地は現在の作業所の隣接地となっており、申請地以外に道路幅員や賃料等の条件面を満たす土地がほかになかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっています。

転用目的は露天資材置場で、被設定人は大型専用のタイヤ交換業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の資材置場の作業スペースが圧迫されているため、新たに資材置場が必要となったもので、被設定人は申請地を賃貸借にて借り受け、タイヤ50本、トラック2台、フォークリフト1台、乗用車3台などを置くための露天資材置場に転用するものです。

また、申請地は整地のみを行い、雨水については傾斜をつけて西側水路へ排水を行う計画となっているほか、転用面積が500平方メートル以上であるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。

続きまして、地区担当の友田吉春委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、休耕地となっている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。設定人及び被設定人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、被設定人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号、2番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案第3号、3番、小田町の物件について事務局から説明願います。

事務局

3番について説明させていただきます。

物件の所在地は小田町で、地目は田1筆、面積は963平方メートル。

転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は、水道管と下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあって、おおむね50m以内に八木こども園及びやまだい保育園があるため、第3種農地と判断されます。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の資材置場では手狭になったため、申請地を譲り受け、建設残土180立米、砕石80立米、ユンボ等の重

機3台を置くための露天資材置場に転用するもので、申請地はバラスを敷いて転圧整地を行い、雨水については傾斜をつけて前面道路側溝へ排水を行う計画となっております。

また、転用面積が500平方メートル以上あるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。

続きまして、地区担当の安栗委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、休耕地となっている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明は終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号、3番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき意見聴取があった農用地利用集積等促進計画1件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第4号、1番、坪井町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は坪井町で、地目は田1筆、面積は545平方メートルでございます。

貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。双方とも契約の継続に合意されており、問題なしと思われます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第4号、1番については許可することに決定いたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書10ページをお願いいたします。

報告第1号、農地使用貸借権の解約による通知書受理について。

農地使用貸借権の解約1件に関する通知を、別表のとおり確認するものといたします。

議案書11ページを御参照ください。

続きまして、議案書12ページをお願いします。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について。

農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について。

農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書15ページを御参照ください。

以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。

ほかにございませんか。

(質問等なし)

ないようでしたら、農業委員会総会を終了させていただきたいと思います。

本日は大変忙しい中、ありがとうございました。

閉会時間 16時 57分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員